

件 名 : 令和8年度 建築施設点検業務(性能評価センター外3官署)

令和 8年8月25日
東空建第 60 号

質問 番号	質 疑	回 答
1	特記仕様書 Ⅲ業務実施 6 点検の実施 ※4 外壁打診調査について「外壁面全面を打診による確認の対象とする。」とありますが、赤外線サーモグラフィを使用して調査する方法で行ってもよろしいでしょうか。	赤外線サーモグラフィによる調査については、テストハンマーによる打診と同等以上の精度が確認された方法であれば採用可能です。 特記仕様書 Ⅲ業務実施 3. 業務計画書に記載のとおり、点検方法は契約後に監督職員と協議のうえ決定してください。 ＜参考＞ 「定期報告制度における赤外線調査(無人航空機による赤外線調査を含む)による外壁調査ガイドライン」(令和4年3月 赤外線装置を搭載したドローン等による外壁調査手法に係る体制整備検討委員会)において、テストハンマーによる打診と同等以上の精度を有する赤外線調査の考え方が示されています。